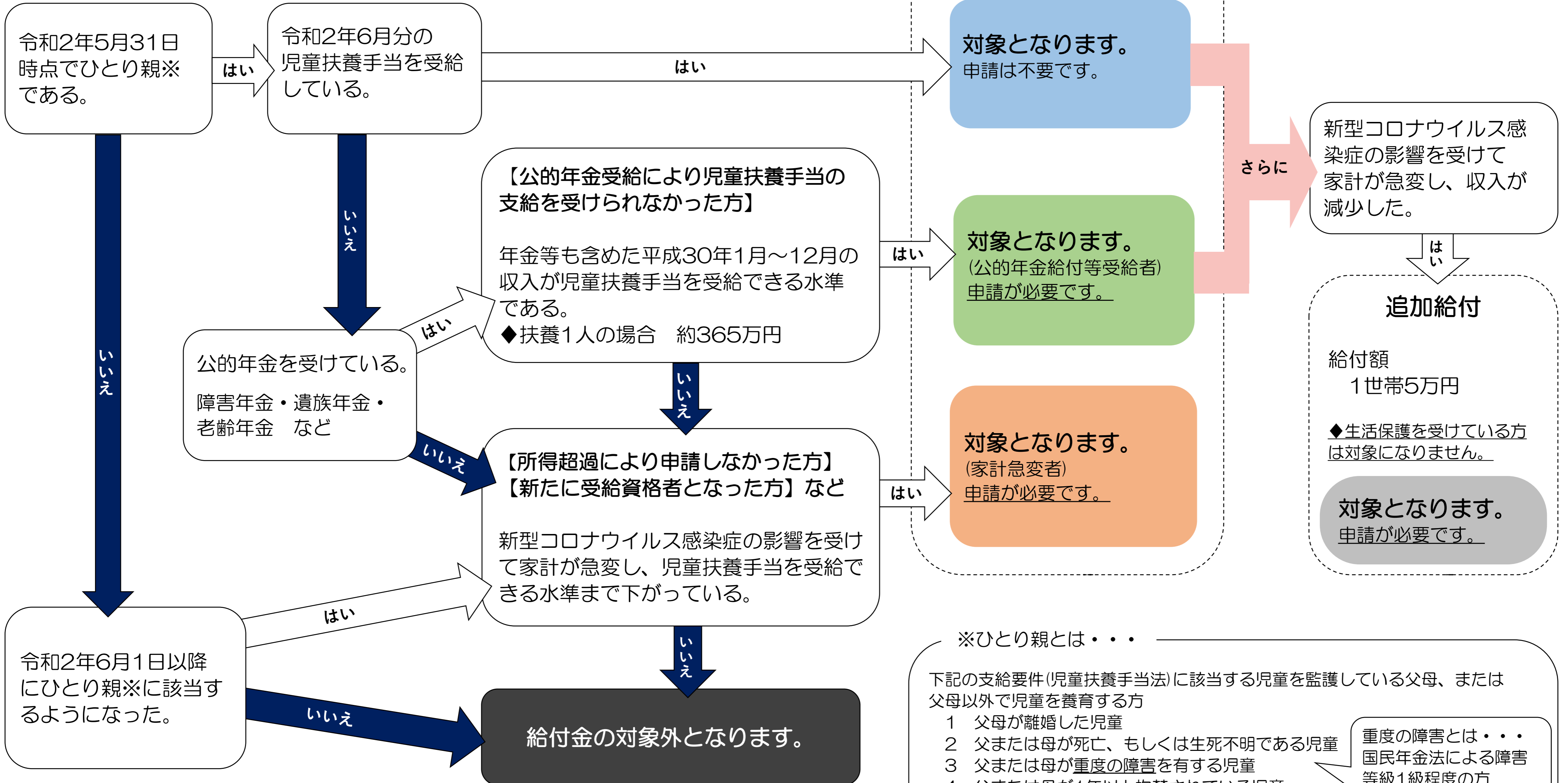


# ひとり親世帯臨時特別給付金 フローチャート

ご家庭の状況によって受給できる給付金の内容が異なりますので、このフローチャートで確認してください。

★ここから確認。



※ひとり親とは・・・

下記の支給要件(児童扶養手当法)に該当する児童を監護している父母、または父母以外で児童を養育する方

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父または母が死亡、もしくは生死不明である児童
- 3 父または母が重度の障害を有する児童
- 4 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 5 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 婚姻によらないで生まれた児童

重度の障害とは・・・  
国民年金法による障害  
等級1級程度の方